



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | | | |
|----|------------------------------|----------------|---|
| 2 | 特定非営利活動法人の設立認証の申請 | (県民生活課)..... | 1 |
| 3 | 〃 | (〃)..... | 2 |
| 4 | 〃 | (〃)..... | 3 |
| 5 | 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 | (障害福祉課)..... | 3 |
| 6 | 〃 | (〃)..... | 4 |
| 7 | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 | (〃)..... | 4 |
| 8 | 大規模小売店舗の新設の届出 | (商工振興課)..... | 4 |
| 9 | 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 | (〃)..... | 5 |
| 10 | 〃 | (〃)..... | 6 |
| 11 | 日高町土地改良区の役員の就退任 | (農業農村整備課)..... | 6 |
| 12 | 公聴会の開催 | (果樹園芸課)..... | 7 |
| 13 | 建設業法に基づく営業停止処分 | (技術調査課)..... | 7 |
| 14 | 電線共同溝を整備すべき道路の指定 | (道路保全課)..... | 8 |
| 15 | 道路の位置の指定 | (都市政策課)..... | 8 |
| 16 | 〃 | (〃)..... | 9 |

○ 選挙管理委員会告示

- | | | | |
|---|--|-------|----|
| 1 | 政治団体の届出事項の異動の届出 | | 9 |
| 2 | 政治団体の解散の届出 | | 9 |
| 3 | 政治団体の収支報告書の要旨 | | 10 |
| 4 | 政治団体の設立の届出 | | 11 |
| 5 | 政治団体の収支報告書の要旨 | | 11 |
| 6 | 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨 | | 12 |
| 7 | 和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨 | | 14 |

○ 公告

河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地の指定管理者の指定 (都市政策課)..... 16

○ 諸報

和歌山県体力開発センターの指定管理者の指定 (教育委員会)..... 17

告 示

和歌山県告示第2号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年2月14日まで縦覧に供する。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成22年12月14日
- 2 名称
特定非営利活動法人心のSOSサポートネット
- 3 代表者の氏名
東睦広
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市冬野1045番地
- 5 その他の事務所の所在地
和歌山県田辺市たきない町27番1号
南和歌山医療センター
- 6 定款に記載された目的

この法人は、我が国における自殺率の高さを危惧し、今まさに自殺の危機にある人々を早期に見つけ、援助していく効果的な方法を開発、実践し、より洗練された支援に発展させるために設立する。自殺は決して個人的な自由意志や、崇高な目的による場合も肯定されるものではない。自殺は様々な悩みにより心理的に追い込まれ、苦悩し、自己を傷付け、死という選択しか残らなかった結果である。心理的に追い込まれる原因には①癌のような治りにくい病気に罹患するなどの「身体的健康問題」②経済的破綻、失業、多重債務、長時間労働、近所づきあいや職場内の人間関係における共感性の希薄化などといった「社会的問題」③老老介護、看病疲れ、親子・夫婦関係の軋轢といった「家庭問題」④当事者本人のストレス耐性、性格要因、死生観などがある。

さらに重要なことは、このように心理的に追い込まれ、自殺を考えてしまう人々は気分障害、統合失調症、アルコール依存症などの精神疾患に罹患していることが多い。これらの疾患があると冷静な判断ができなくなる。たとえば「自分のためにみんなが不幸になる」などの罪業妄想をもつ、大うつ病エピソードではみんなの幸せを守るために死を選んでしまう。

自殺を予防するには精神保健の普及および啓発をはじめ、様々な達成課題が残されている。適切な相談・援助を受けることなく自殺既遂してしまう精神障害当事者が適切な時期に保健・医療制度を利用しただきやすくし、その命を守ることに寄与することを目的とした活動を中心に展開していく。その実践において明らかとなるリスクファクターに対してもより柔軟な対応を行うことも予定している。

和歌山県告示第3号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成23年2月16日まで縦覧に供する。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成22年12月16日
- 2 名称
特定非営利活動法人つなごら和歌山
- 3 代表者の氏名
井本敬之

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市楠本72番地の73
- 5 その他の事務所の所在地
和歌山県和歌山市楠見中187番地3

6 定款に記載された目的

この法人は、子どもを主とした文化、芸術分野に関する事業を行い、本物に触れる楽しさ、将来の夢への道標を与え、また、全国規模の音楽イベントを行うことにより、和歌山の街づくりの活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第4号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成23年2月16日まで縦覧に供する。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成22年12月16日

2 名称

特定非営利活動法人イブ王国スポーツ振興倶楽部

3 代表者の氏名

坂本信也

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4857番地の44

5 定款に記載された目的

この法人は、主としてすさみ町運動公園施設等の管理運営を行うとともに、不特定多数の町民に対し、運動公園を利用した生涯スポーツの推進に関する事業を行い、町民の健康増進を計り、又、イベント等の開催により過疎化対策に伴う人の流入増大を計り、明るく楽しく活気のある町づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第5号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
生馬医院	和歌山市吉田436	小山博史	平成 23. 1. 1

2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問	指 定

		看護ステーション等の名称	年月日
銀明堂薬局鳴神支店	和歌山市津秦3-32	西川智文	平成 23.1.1
サンライトげんき薬局串本店	東牟婁郡串本町串本1791-1	今泉源太	平成 23.1.1

和歌山県告示第6号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
サンライトげんき 薬局串本店	東牟婁郡串本町串本1791-1	—	今泉源太	平成 23.1.1

和歌山県告示第7号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	障害福祉 サービス の 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
3010120 107	ライフケアそよ かぜ	居宅介護・ 重度訪問介 護	事業所の所在地	和歌山市市小路132番 地の15	和歌山市杉ノ馬場2丁 目4-3	平成 22.12.6

和歌山県告示第8号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) スーパーセンターオークワ橋本店
橋本市妻二丁目1666-1 他
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

和歌山市中島185番地の3

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

和歌山市中島185番地の3

株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 大桑友朗

大阪市浪速区難波中二丁目10番70号 なんばパークスパークスタワー30階

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年8月22日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

10,633㎡

- 6 駐車場の収容台数

824台

- 7 駐輪場の収容台数

208台

- 8 荷さばき施設の面積

245㎡

- 9 廃棄物等の保管施設の容量

34.5㎡

- 10 開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午前零時まで

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前零時30分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

入口1か所、出口1か所、出入口1か所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

平成22年12月21日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

橋本市経済部商工観光課（橋本市東家一丁目1番1号）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成23年1月7日から同年5月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第9号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツゲン御坊店

和歌山県御坊市藪53番4 他

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

御坊市産業建設部商工振興課 (御坊市菌359番地)

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課 (御坊市湯川町財部651)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成23年1月7日から同年2月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第10号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツゲン御坊店

和歌山県御坊市菌53番4 他

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

御坊市産業建設部商工振興課 (御坊市菌359番地)

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課 (御坊市湯川町財部651)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成23年1月7日から同年2月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第11号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により日高町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員 (平成22年11月30日退任)

職名 氏 名 住 所

理事 中善夫 日高郡日高町大字原谷181番地

理事 久保幸市 日高郡日高町大字高家578番地

理事 山本善啓 日高郡日高町大字荊木1266番地

理事 中筋智章 日高郡日高町大字荊木926番地の8

理事 栗田清 日高郡日高町大字萩原343番地

理事 武内孝夫 日高郡日高町大字萩原446番地

理事 青木進 日高郡日高町大字高家410番地

理事 岡本慶治 日高郡日高町大字小中1144番地

理事 柳木良一 日高郡日高町大字小中828番地の4

理事	高見求	日高郡日高町大字志賀536番地
理事	力津俊博	日高郡日高町大字志賀658番地
理事	白井隆	日高郡日高町大字小池306番地
理事	津村安雄	日高郡日高町大字志賀794番地
理事	池内守夫	日高郡美浜町大字和田1343番地
理事	中岡利平	御坊市湯川町富安1902番地5
監事	清水英敏	日高郡日高町大字荊木912番地
監事	前田元市	日高郡日高町大字高家1041番地
監事	北垣好信	日高郡日高町大字志賀575番地

2 就任した役員（平成22年12月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	中善夫	日高郡日高町大字原谷181番地
理事	久保幸市	日高郡日高町大字高家578番地
理事	山本善啓	日高郡日高町大字荊木1266番地
理事	中筋智章	日高郡日高町大字荊木926番地の8
理事	栗田清	日高郡日高町大字萩原343番地
理事	尾崎弘美	日高郡日高町大字萩原468番地の2
理事	湯川正文	日高郡日高町大字高家298番地
理事	岡本慶治	日高郡日高町大字小中1144番地
理事	柳木良一	日高郡日高町大字小中828番地の4
理事	高見求	日高郡日高町大字志賀536番地
理事	力津俊博	日高郡日高町大字志賀658番地
理事	白井隆	日高郡日高町大字小池306番地
理事	津村利治	日高郡日高町志賀802番地
理事	池内守夫	日高郡美浜町大字和田1343番地
理事	中岡利平	御坊市湯川町富安1902番地5
監事	清水英敏	日高郡日高町大字荊木912番地
監事	前田元市	日高郡日高町大字高家1041番地
監事	北垣好信	日高郡日高町大字志賀575番地

和歌山県告示第12号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 日時 平成23年2月1日（火）午後2時から
- 場所 和歌山県自治会館 306号室
和歌山市茶屋ノ丁2-1
- 案件 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条に基づく和歌山県ニホンジカ保護管理計画の変更（年間捕獲目標及び管理捕獲等の記載）について
- 公聴会の問い合わせ先
和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境保全室（電話番号 073-441-2906）

和歌山県告示第13号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 処分をした年月日 平成22年12月24日

2 処分を受けた者

(1) 商号 有限会社西部建設

(2) 代表者氏名 西茂実

(3) 主たる営業所の所在地 岩出市中迫19-23

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-19）第10265号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

5 期間

平成22年12月24日から平成23年12月23日までの1年間

6 処分の原因となった事実

有限会社西部建設の代表取締役は刑法（明治40年法律第45号）違反により、平成22年3月1日罰金刑の判決を受け、同年3月16日にこれが確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

和歌山県告示第14号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山野上線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
和歌山市田中町二丁目42番地先から同市田中町五丁目6番地先まで	430.00	上下線

和歌山県告示第15号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3108	岩出市根来字鳥23番1の一部	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	平成 22.12.24	5.00	35.00

和歌山県告示第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成23年1月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3102	岩出市野上野字五斗久保27 7番の一部	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	平成 22.12.24	6.00	35.92

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年1月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年月日	政党・政治 団体の別	備 考
仁坂吉伸新宮後援会	会計責任者	汐崎まこと	向井一郎	平成 22.11.10	政治団体	
片桐章浩後援会	代表者	亀俊行	小池良一	平成 22.11.22	政治団体	
	会計責任者	合川和宏	中野雅史			
にわなおこ後援会	代表者	山根博信	野村浩久	平成 22.11.22	政治団体	
仁坂吉伸白浜後援会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町3110	西牟婁郡白浜町1308-1	平成 22.11.30	政治団体	
いずみ正徳後援会	主たる事務所の所在地	田辺市朝日ヶ丘14-14 ファーストアメニテ イ205号	田辺市本宮町伏拝983- 2	平成 22.12.1	政治団体	
仁坂吉伸後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市南汀丁11番地 岡畑ビル1階	和歌山市北汀丁7 和 通城西ビル1階	平成 22.12.7	政治団体	
森れい子後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市新八百屋丁25	和歌山市ト半町35番地	平成 22.12.9	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年1月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
民主党和歌山県参議院選挙区第1総支部	島久美子	平成 22. 11. 24	平成 22. 11. 30

和歌山県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年1月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成 2 2 年分）の要旨

(単位：円)

民主党和歌山県参議院選挙区第 1 総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 島 久美子

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 22. 11. 30

1 収入総額	19,640,594	
本年收入額	19,640,594	
2 支出総額	19,640,594	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費	(382人)	394,000
寄附	4,246,072	
個人からの寄附	3,053,669	
政治団体からの寄附	1,192,403	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	15,000,000	
民主党本部	15,000,000	
その他の収入	522	
一件十万円未満のもの	522	
4 支出の内訳		
経常経費	6,049,154	
人件費	2,220,000	
備品・消耗品費	1,220,126	
事務所費	2,609,028	
政治活動費	13,591,440	
組織活動費	204,401	
選挙関係費	2,005,936	
機関紙誌の発行その他の事業費	11,026,320	
機関紙誌の発行事業費	5,671,080	
宣伝事業費	5,355,240	
調査研究費	22,295	
寄附・交付金	332,488	
5 寄附の内訳		
(個人からの寄附)		
島 久美子	3,050,459	和歌山市
年間五万円以下のもの	3,210	
(政治団体からの寄附)		
しまくみ応援団	662,403	和歌山市
日本医師連盟	500,000	東京都文京区
年間五万円以下のもの	30,000	

和歌山県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年1月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党御坊市支部	中村裕一	二階俊樹	御坊市熊野392	○	平成 22. 12. 9

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岩田勉後援会	山本昇	赤堀信男	西牟婁郡すさみ町周参見2003	平成 22. 11. 11
ほりうち和久後援会	藪下智也	正野義一	橋本市賢堂1080-1	平成 22. 11. 12
仁坂吉伸古座川町後援会	武田丈夫	矢本和久	東牟婁郡古座川町池野山419	平成 22. 11. 12
紀州川口会	井口美佐子	久保健	西牟婁郡白浜町庄川340-16	平成 22. 11. 19
紀州久保会	久保勝紀	久保美和	和歌山市本町9丁目10	平成 22. 11. 19
樽井豪男後援会	岡本光司	田中祥高	橋本市隅田町河瀬35の46	平成 22. 11. 22

和歌山県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成21年分）を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年1月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成21年分）の要旨

（単位：円）

村垣正造後援会

報告年月日 22. 11. 08

1 収入総額	535, 201
本年收入額	535, 201
2 支出総額	535, 201
3 本年收入の内訳	
寄附	535, 201

個人からの寄附	535,201	
4 支出の内訳		
経常経費	270,201	
光熱水費	24,701	
事務所費	245,500	
政治活動費	265,000	
機関紙誌の発行その他の事業費	265,000	
宣伝事業費	265,000	
5 寄附の内訳		
(個人からの寄附)		
村垣 正造	535,201	紀の川市

和歌山県選挙管理委員会告示第6号

平成22年10月17日執行の和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年1月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年10月17日執行 和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨

5,525,600 円

候補者氏名	浦口 高典	所属党派	民主党	期間 11月30日から 11月30日まで	第2回分
出納責任者氏名	浦口 孝子				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
その他の寄附	件	円	人件費		円
その他の収入	件	円	家屋費		円
今回計		円	選挙事務所費		円
前回計		933,350 円	集合会場費		円
総計		933,350 円	通信費		21,351 円
			交通費		円
			印刷費		円
			広告費		円
			文具費		円
			食糧費		円
			宿泊費		円
			雑費		2,920 円
			今回計		24,271 円
			前回計		1,218,558 円
			総計		1,242,829 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	420,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	420,000 円

報告書受理年月日	平成22年12月3日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	浦口 高典	所属党派	民主党	期間 12月 6日から 12月 6日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	浦口 孝子				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
その他の寄附	件	円	人件費		円
その他の収入	件	円	家屋費		円
今回計		円	選挙事務所費		円
前回計		933,350 円	集会会場費		円
総計		933,350 円	通信費		円
			交通費		円
			印刷費		円
			広告費		円
			文具費		円
			食糧費		円
			休泊費		円
			雑費		633 円
			今回計		633 円
			前回計		1,242,829 円
			総計		1,243,462 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	420,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	420,000 円

報告書受理年月日	平成 22 年 1 月 9 日	第 3 回報告分
----------	-----------------	----------

候補者氏名	森 礼子	所属党派	自由民主党	期間 11月30日から 11月30日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	森 桂子				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
自由民主党和歌山県支部連合会	政党支部	151,259 円	人件費		円
その他の寄附	件	円	家屋費		円
その他の収入	件	円	選挙事務所費		円
今回計		151,259 円	集会会場費		円
前回計		1,316,657 円	通信費		151,259 円
総計		1,467,916 円	交通費		円
			印刷費		円
			広告費		円
			文具費		円
			食糧費		円
			休泊費		円
			雑費		円
			今回計		151,259 円
			前回計		1,979,657 円
			総計		2,130,916 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	

支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	663,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	663,000 円

報告書受理年月日	平成 22 年 1 月 2 日	第 2 回報告分
----------	-----------------	----------

和歌山県選挙管理委員会告示第7号

平成22年11月28日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年1月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 22 年 1 月 28 日執行 和歌山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 30,143,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	仁坂 吉伸	所属党派	無所属	期間 7月20日から 12月13日まで 第1回分
出納責任者氏名	島村 不二夫			

収入			支出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
主たる寄附			人件費	2,081,200 円
吉村 利規	医師	300,000 円	家屋費	2,321,255 円
日本商工連盟	政治団体	100,000 円	選挙事務所費	1,761,648 円
和歌山県医師連盟	政治団体	1,000,000 円	集会会場費	559,607 円
和歌山県石油政治連盟	政治団体	300,000 円	通信費	円
仁坂県政を育てる会	政治団体	10,000,000 円	交通費	17,500 円
自由民主党本部	政党	2,000,000 円	印刷費	2,099,500 円
北原 正	会社役員	1,000,000 円	広告費	637,533 円
生駒 榮喜	学者	100,000 円	文具費	121,471 円
辻 曙生	会社役員	100,000 円	食糧費	421,332 円
多紀 治子	無職	100,000 円	宿泊費	533,070 円
和歌山県薬剤師連盟	政治団体	300,000 円	雑 費	2,344,937 円
大川 潤	会社役員	50,000 円	今回計	10,577,798 円
沖 茂	役員	50,000 円	前回計	円
和歌山県伊都医師連盟	政治団体	100,000 円	総 計	10,577,798 円
その他の寄附	1件	10,000 円		
その他の収入	件	円		
今回計		15,510,000 円		
前回計		円		
総 計		15,510,000 円		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	702,000 円
	ポスターの作成	1,030,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	1,732,000 円

報告書受理年月日	平成 22 年 1 月 13 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------

候補者氏名	仁坂 吉伸	所属党派	無所属	期間 12月14日から 12月17日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	島村 不二夫				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
その他の寄附	件	円	人件費		円
その他の収入	件	円	家屋費		549,687 円
今回計		円	選挙事務所費		361,489 円
前回計		15,510,000 円	集会会場費		188,198 円
総計		15,510,000 円	通信費		131,366 円
			交通費		円
			印刷費		円
			広告費		809,760 円
			文具費		円
			食糧費		円
			休泊費		85,000 円
			雑費		円
			今回計		1,575,813 円
			前回計		10,577,798 円
			総計		12,153,611 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	702,000 円
	ポスターの作成	1,030,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	1,732,000 円

報告書受理年月日	平成 22 年 1 月 17 日	第 2 回報告分
----------	------------------	----------

候補者氏名	藤本 眞利子	所属党派	無所属	期間 10月 5日から 12月10日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	宮本 修作				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
小泉 悦規	団体職員	269,000 円	人件費		1,587,000 円
矢野 友造	会社役員	85,000 円	家屋費		916,230 円
その他の寄附	件	円	選挙事務所費		227,000 円
その他の収入	1件	5,500,000 円	集会会場費		689,230 円
今回計		5,854,000 円	通信費		10,950 円
前回計		円	交通費		円
総計		5,854,000 円	印刷費		2,320,155 円
			広告費		1,180,011 円
			文具費		22,128 円
			食糧費		192,980 円
			休泊費		327,305 円
			雑費		289,925 円
			今回計		6,846,684 円
			前回計		円
			総計		6,846,684 円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	756,600 円
	ポスターの作成	924,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
計	1,680,600 円	

報告書受理年月日	平成 22 年 1 月 13 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------

候補者氏名	洞 佳和	所属党派	無所属	期間 10月 1日から 12月13日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	吉田 雅哉				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費		円
ゆたかで住みよい和歌山県をつくる会	政治団体	2,566,246 円	家屋費	495,332 円	
その他の寄附	件	円	選挙事務所費	438,572 円	
その他の収入	件	円	集会場費	56,760 円	
今回計		2,566,246 円	通信費	37,878 円	
前回計		円	交通費	13,550 円	
総 計		2,566,246 円	印刷費	1,190,700 円	
			広告費	405,269 円	
			文具費	5,946 円	
			食糧費	146,401 円	
			宿泊費	188,980 円	
			雑 費	82,190 円	
			今回計	2,566,246 円	
			前回計	円	
			総 計	2,566,246 円	

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
計	円	

報告書受理年月日	平成 22 年 1 月 13 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------

公 告

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条の規定により、河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県スポーツ振興財団

和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号

2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

諸 報

公 告

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例（昭和49年和歌山県条例第67号）第8条の規定により、和歌山県体力開発センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月7日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県スポーツ振興財団
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで